

令和2年8月3日

本校で新型コロナウイルス感染者等が判明した場合の対応について

東京学芸大学附属高等学校長 大野 弘

本校の生徒や教職員に感染者等が判明した場合には、下記の通り対応する。なお、感染者等とは、濃厚接触者と特定されるなど感染の疑いのある者と、医療機関等により感染者であることが判明した者である。

記

1 感染の疑いがあると判明した場合

- ①濃厚接触者と特定されるなど感染の疑いのある者が分かった場合、本人より感染者との接触状況や本人の状況などを聴き取る。
- ②校長は、聴き取った内容を校医や管轄の保健所とも相談の上、生徒の場合は学校保健安全法第19条に基づき出席停止等の措置を、教職員の場合は自宅勤務や事故欠勤等により出勤させない措置を行う。出席停止等の期間は、感染が無いと確認できるまでとする。以上の内容を管轄の保健所と管理機関（東京学芸大学）に報告する。

2 感染者が判明した場合

- ①本人より、症状の有無や経過、学校内での活動の態様、接触者の多寡、感染経路等について聴き取りを行う。
- ②校長は、管轄の保健所、校医に聴き取り内容に基づき相談する。管理機関（東京学芸大学）への報告を行う。全保護者にも感染者の判明を報告する。
- ③感染者が生徒の場合は学校保健安全法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員の場合は事故欠勤や病気休暇等の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでとし、医療機関ないしは保健所の判断に基づく。
- ④保健所の指示により、校内の消毒等を行う。また、保健所の調査により濃厚接触者の特定がされるまでの間、必要に応じて臨時休業等の措置をとる。
- ⑤保健所の調査により、濃厚接触者と特定された者がいた場合は、1の感染の疑いがあると判明した場合に従い対応する。濃厚接触者と特定された者には、本校からも連絡し、居住地の保健所からの指示を待ってそれに従うよう伝える。濃厚接触者の特定が終了したら、全保護者にその時までに学校からの連絡がなかった者は濃厚接触者と特定されなかったということを連絡する。
- ⑥濃厚接触者と特定されなかった生徒は、原則として、一般的な感染症対策の徹底を求める

が、その他特段の配慮は求めない。

⑦なお、感染者の状況、学校での動態などを配慮し、保健所や校医、管理機関（東京学芸大学）と相談の上、感染の連鎖を断つために、関係する生徒または全生徒の登校を禁止する等の措置をとることがある。

以上